

保育の無償化について

—保育の無償化に関する説明会資料—

令和元年7月26日
京都市子ども若者はぐくみ局
幼保総合支援室

目 次

頁数

用語の説明	1
1 子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化	2
2 施設等利用給付について	2
(1) 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認（事業者に行っていただく手続き）	3
(2) 施設等利用給付認定（保護者に行っていただく手続き）	5
(3) 施設等利用給付に係る請求（償還払いの請求）	6
(4) 過料について	7
3 今後のスケジュール	8
4 添付資料	8
5 参考（内閣府資料）	8

【用語の説明】 この資料で使用している用語の定義は以下のとおりです。

<歳児>

0～2歳児	年度当初の4月1日時点で0～2歳の子ども
3～5歳児	年度当初の4月1日時点で3～5歳の子ども
満3歳児	3歳の誕生日以後最初の3月31日までの間の子ども

<認定>

教育・保育 給付認定	保育園(所)，認定こども園，新制度に移行した私立幼稚園，市立幼稚園等を利用するために必要な認定
1号認定	満3～5歳児が，新制度に移行した私立幼稚園，市立幼稚園，認定こども園(幼稚園部分)を利用するために必要な認定
2号認定	満3～5歳児が，保育園(所)，認定こども園(保育園部分)等を利用するために必要な認定
3号認定	満3歳児を除く0～2歳児が，保育園(所)，認定こども園(保育園部分)等を利用するために必要な認定

施設等利用 給付認定	私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)，預かり保育，認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定
新1号認定	満3～5歳児が，私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)の保育料のみ無償化の給付を受けるために必要な認定
新2号認定	保育を必要とする理由(別紙1)に該当する3～5歳児が，私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)，預かり保育，認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定
新3号認定	市民税非課税世帯のうち，保育を必要とする理由(別紙1)に該当する0～2歳児が，私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)，預かり保育，認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定

1 子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が交付され、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が施行されます。

これまでから、保育施設（認定こども園、保育所、小規模保育事業所等）に対する財政支援として、「子どものための教育・保育給付」（以下「保育給付」という。）制度に基づき、保育を利用する児童の数に応じた給付費（運営費）が各施設に納められていました。

このうち、満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び満3歳未満保育認定子どもに係る市町村民税世帯非課税者である教育・保育給付認定保護者について、利用者負担上限額をゼロとするよう子ども・子育て支援法が改正され、関係法令が整備されました。

2 施設等利用給付について

幼児教育・保育の無償化に伴い、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付（施設等利用給付）制度が創設されました。

ただし、2号・3号認定を受けて、保育園、認定こども園(保育園部分)、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所を利用している方は、施設等利用給付認定(新1号～新3号認定)を受けることはできません。

施設等利用給付の対象施設（事業）は以下のとおりです。

- 新制度に移行していない幼稚園（平成27年度に始まった子ども・子育て支援新制度の適用を受けない幼稚園）
- 幼稚園及び認定こども園の教育・保育給付1号認定こどもを対象とする預かり保育事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 認可外保育施設

認可外保育施設には以下の施設が含まれます。

いわゆる認可外保育施設 (企業主導型保育事業所を除く)	・ <u>児童福祉法に基づく認可外保育施設の届出が必要です。</u> ・ <u>事業所内保育事業については、令和元年7月1日より、届出が必要となっています。</u> (令和元年7月1日時点で設置している施設は、9月30日までの届出が必要)
地方自治体独自の認証保育施設 (京都市は該当なし)	
ベビーホテル	
市町村から認可されていない事業所内保育事業	
ベビーシッター	

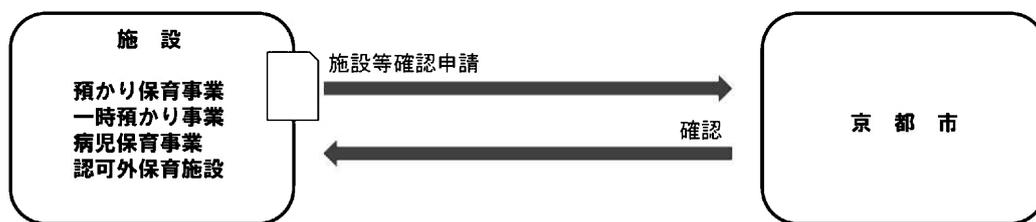
(1) 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認（事業者に行っていただく手続き）

市町村は、施設等が下記「イ 対象施設に求める基準」における（ア）（イ）の基準を満たしているか等を確認のうえ、特定子ども・子育て支援施設として確認したことを公示します。確認は、施設等の所在地の市町村が行い、他の市町村においても効力を有することになります。

対象施設は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別紙3）を郵送により幼保総合支援室民営保育施設担当へ御提出ください。

施設等利用給付は、確認申請の結果、市町村から「特定子ども・子育て支援施設等」として確認を受けた施設・事業を利用した場合に支給されることとされています。

提出期限：令和元年8月16日（金）まで



ア 確認申請

対象	ページ	番号	名称
認可外保育施設等 (ベビーシッター等を含む)	P15	別紙3-1	特定子ども・子育て支援施設等確認申請書 (認可外保育施設)
一時預かり事業	P19	別紙3-2	特定子ども・子育て支援施設等確認申請書 (一時預かり事業)
病児保育事業	P21	別紙3-3	特定子ども・子育て支援施設等確認申請書 (病児保育事業)

※ 一時預かり事業及び病児保育事業ともに、京都市の委託を受けて実施している場合と、委託を受けずに実施している場合とでは、記載事項と添付書類（提出書類）が異なりますので、ご注意ください。

イ 対象施設に求める基準

(ア) 対象施設が満たすべき教育・保育等の質の基準

- ① 預かり保育事業、病児保育事業、認可外保育施設・・・内閣府令で定める基準を適用。
以下の内容が、内閣府令で定められました。
 - 預かり保育事業は、一時預かり事業の基準と同様
 - 病児保育事業は、地域子ども・子育て支援事業（13事業）において求めている基準と同様
 - 認可外保育施設は、従来の指導監督基準と同様

<認可外保育施設に係る基準の取扱いについて>

1 無償化の対象となる施設が満たすべき基準

認可外保育施設が無償化の対象となるには、児童福祉法に基づく届出を行い、かつ、内閣府令で定める基準（「認可外保育施設指導監督基準」と同内容）を満たす必要があります。しかし、基準を満たさない施設であっても、当初5年間は無償化の対象とする猶予期間が改正子ども・子育て支援法に設けられました。

一方で、市町村は、子どもたちの安心・安全のため、当該猶予期間に限り、内閣府令で定める基準を超えない範囲において、市町村の条例で職員配置等に関する基準を設けることにより、無償化の対象とする施設を限定することができるとされました。

⇒ 京都市では、子どもたちの安心・安全を最優先とするため、内閣府令で定める基準を満たす施設のみを無償化の対象とする方向で、基準の適用時期も含めて検討を進めています。

【京都市はぐくみ推進審議会幼保推進部会での意見】

- ・ 無償化の対象は、最低でも指導監督基準を満たす施設にすべき。
- ・ 直ちに10月1日から基準を適用させると、利用者及び認可外保育施設事業者ともにあまりにも準備期間が短いのではないか。一方で、国が猶予期間として示している5年間は長すぎる。
- ・ 経過措置を半年以上にするとしても、年度の切り替わりに合わせた転園が一般的ということ考えると、基準の適用は4月1日からにすべき。

2 他都市の利用者について

本制度では、利用者が居住地以外の自治体の施設を利用する場合は、施設所在地の自治体が設けた基準ではなく、利用者が居住する自治体の基準に従う必要があります。そのため、同じ施設を利用していても、利用者が居住する自治体によって、無償化の適否が異なる場合があります。

（例）A市（無償化対象の基準なし）の市民が、B市（無償化対象の基準あり）の認可外保育施設（基準を満たしていない施設）を利用する場合

A市民：無償化の対象

B市民：無償化の対象外

② 一時預かり事業・・・児童福祉法に基づく事業基準を適用

（イ）対象施設等の運営に関する基準

特定子ども・子育て支援施設等については、以下の運営基準が適用されます。

① 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供記録

児童ごとに、保育、給食等の提供日、徴収した保育料、利用料及び食材料費を記録しなければならない。

② 保育料及び特定費用の説明及び同意

通常の保育料及び利用料のほか、無償化の対象にならない特定費用（個人所有となる日用品・文房具や制服等の費用、行事参加費、食材料費、通園送迎費、保護者会・

P T A会費等) について、あらかじめ保護者に対し、徴収項目、金額及びその徴収理由について書面により明らかにするとともに、説明し、同意を得なければならない。

③ 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

「通常の保育料及び預かり保育料の額」と「無償化の対象にならない特定費用の額」を区分した領収証を交付しなければならない。また、幼児教育等を提供した日及び費用の額等、必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

④ 市町村への通知

保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用給付の支給を受け又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を市町村に通知するとともに記録しなければならない。

⑤ 秘密保持

職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童及びその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た園児及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

⑥ 記録の整備

上記①及び④の記録については、完結の日から5年間保存しなければならない。

※ 必ずしも紙媒体で保管していただく必要はなく、電子媒体での保管も可能です。ただし、保存期間中はいつでも文書で出力可能な状態で保管されている必要があります。

(2) 施設等利用給付認定（保護者に行っていただく手続き）

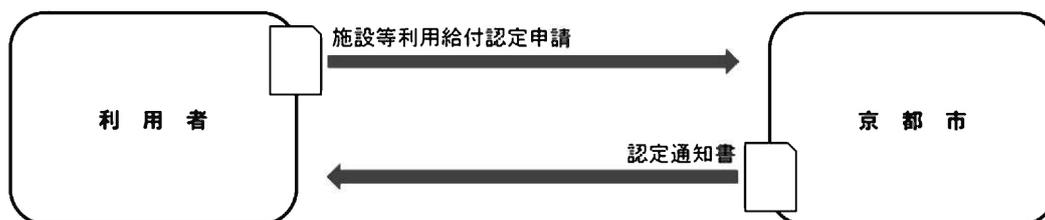
施設等利用給付の支給を受けるためには、保護者が、お住いの市町村に施設等利用給付認定申請を行い、施設等利用給付認定（新2号または新3号）を受けていただく必要があります。

なお、この施設等利用給付認定は、保育所や認定こども園を利用するために必要な従来の認定（教育・保育給付認定）とは別の新たな認定となります。

施設等利用給付の認定を受けた日以前にさかのぼって施設等利用給付を受けることはできません。

提出期限：令和元年9月6日（金）まで（予定）

提出先：京都市幼児教育・保育無償化事務集中室



※ 施設等利用給付の認定申請書は、今後、京都市情報館からダウンロードしていただけるようになります。

※ 京都市情報館に、「利用施設別のご案内」（別紙2）を掲載していますので、各施設から、当該箇所をご案内いただく等により、利用者の方に、幼児教育・保育の無償化に係る手続きが必要であることをお伝えください。

<施設等利用給付認定の区分>

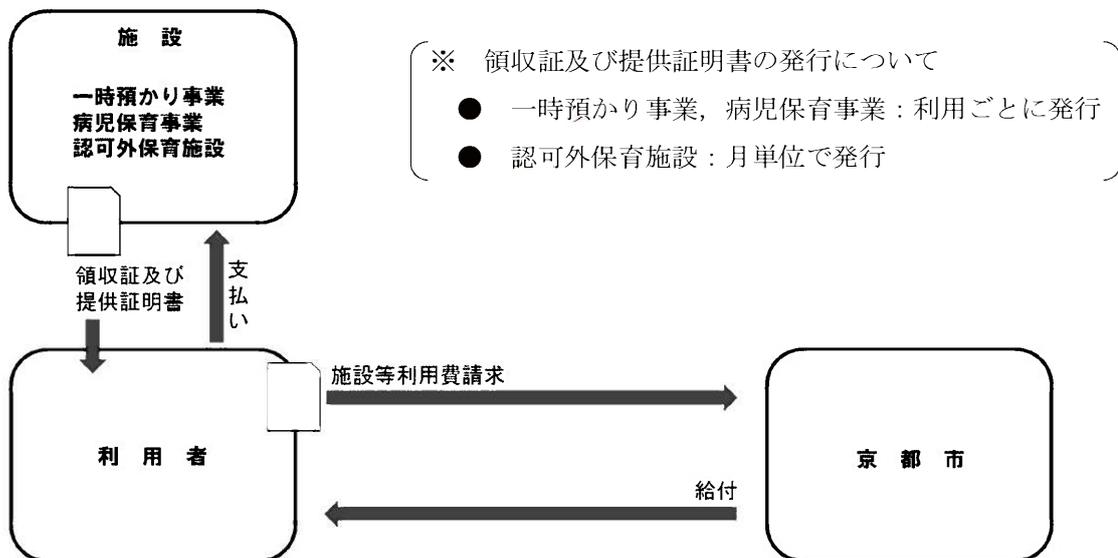
認定区分	要件
新1号	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号・新3号認定子ども以外のもの
新2号	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どものうち、家庭において必要な保育を受けることが困難なもの(※)
新3号	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難なもの(※)のうち、保護者及び同一世帯員が市民税非課税であるもの

※ 「家庭において必要な保育を受けることが困難なもの」の要件は、保育所等を利用する際の教育・保育給付2・3号認定の要件と同じです。

(3) 施設等利用給付に係る請求（償還払いの請求）

施設等利用給付は償還払いのため、保護者は、各施設に一旦保育料を全額支払う必要があります。また、保護者は、四半期に1回ある支給申請受付期間に、京都市に対し支給申請書を提出する必要があります。京都市で利用上限等を確認し、利用給付費が保護者の指定口座に振り込まれます。

なお、申請が遅れた場合は、次回の支給申請受付期間に受け付けたものとして扱われるため、支給が3ヶ月程度遅れます。



ア 給付の上限額

一時預かり事業，病児保育事業，認可外保育施設

新2号…月額37,000円

新3号…月額42,000円

イ 留意事項

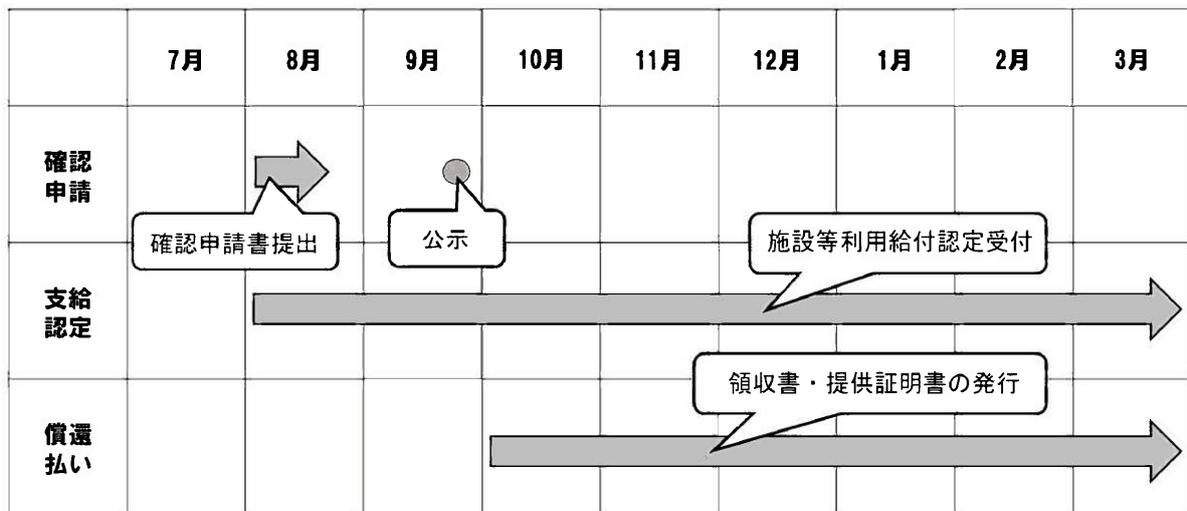
- ① 複数の施設を利用しても，上限額は変わりません。
- ② 保育園，認定こども園，新制度幼稚園，その他幼稚園の一部，企業主導型保育事業所の利用者は，認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となりません。
- ③ 利用している幼稚園及び認定こども園（1号認定こどもに限る）が以下のいずれかの要件に当てはまる場合，預かり保育の支給上限額から預かり保育に係る無償化の支給額を差し引いた残りの額を上限として，併用して利用される認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。
 - 通常の教育期間(夏休み等の長期休業期間以外)における平日の開園時間(教育時間と預かり保育実施時間の合計)が8時間未満
 - 預かり保育実施日を含む年間開園日数が200日未満
 - ※ 併用できる施設・事業：認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)，一時預かり事業，病児保育事業，ファミリー・サポート・センター事業
- ④ 保育料に，以下に掲げる費用が含まれている場合は，その部分については無償化の対象外となります。
 - ・日用品費や制服費
 - ・行事費
 - ・食材料費
 - ・通園送迎費
 - ・保護者会，PTA会費

(4) 過料について

幼児教育・保育を無償化するための子ども・子育て支援法の改正により，市町村は，無償化の対象となる新制度に移行していない幼稚園及び認可外保育施設等を利用する保護者及び施設等に対し，給付費の支給に当たって，虚偽の報告等を行った場合に，10万円以下の過料を科す旨の規定を，条例で設けることができるとされました。

⇒ 京都市では，現在，取扱いについて検討を進めています。

3 今後のスケジュール



4 添付資料

- 別紙1 : 保育を必要とする理由
- 別紙2 : 利用施設別のご案内（抜粋）
- 別紙3-1 : 「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」（認可外保育施設用）
- 別紙3-2 : 「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」（一時預かり事業用）
- 別紙3-3 : 「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」（病児保育事業用）
- 別紙4 : 認可外保育施設 指導監督基準 チェック表
- 別紙5 : 一時預かり事業の事業概要及び事業類型等
- 別紙6 : 病児保育事業の事業概要及び事業類型等

5 参 考（内閣府資料）

内閣府ホームページ「幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r010530/index.html>

別紙 保育が必要な理由（新2号認定・新3号認定を受けるための事由）

預かり保育、認可外保育施設等の利用料に係る無償化の給付を受ける場合は、保護者のいずれもが、次の①から⑨の保育が必要な理由のいずれかに該当し、認定を受ける必要があります。

認定を受けるためには、「保育が必要な理由書」と各理由に応じた下記の「添付書類」の提出が必要です。

保育が必要な理由及び基準	添付書類	支給認定の期間（最長）
①就労（内定を含む） 1箇月48時間以上就労していること	・就労証明書様式3 ・スケジュール申告書様式4（変則勤務の方）	新3号：満3歳到達後の最初の3月31日まで 新2号：卒園まで
②妊娠・出産 妊娠中であるか出産後間がないこと	・母子手帳の写し又は出産証明書	出産日から8週間後の月末まで
③保護者の疾病・障害 病気・けが療養中又は精神・身体に障害があること	・障害者手帳，療育手帳，介護保険被保険者証の写し ・診断書 ・その他疾病・障害の程度が分かる書類等 ・スケジュール申告書様式4（生活に制限のない方）	新3号：満3歳到達後の最初の3月31日まで 新2号：卒園まで
④同居又は長期入院等している 親族の介護・看護 親族を常時介護・看護していること	・障害者手帳，療育手帳，介護保険被保険者証の写し ・診断書 ・その他介護・看護の必要性が分かる書類等 ・スケジュール申告書様式4（必須）	新3号：満3歳到達後の最初の3月31日まで 新2号：卒園まで
⑤災害復旧 災害の復旧に当たっていること	・り災証明書	
⑥求職活動（起業準備を含む） 求職活動を継続的に行っていること	・求職活動申告書様式4-2 ・活動内容を証明する書類（ハローワークカードの写し等）	概ね90日
⑦就学 ・学校教育法に規定する学校等に在学していること ・職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること	・在学証明書 ・スケジュール申告書様式4（時間割でも可）	卒業（修了）予定日の月末まで
⑧育児休業取得中に継続利用が必要であること 下の子どもの育児休業取得前から、上の子どもが継続して施設等を利用していること	・就労証明書様式3	市町村が認める期間
⑨その他，上記に準じる状態として市町村が認める場合 上記に準じる状態のため保育が必要であること	・区役所，支所にお問い合わせください。	

8 認可外保育施設等

※「利用施設別のご案内」から抜粋

認可外保育施設等には、いわゆる認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)のほか、ベビーホテル、ベビーシッター、市町村から認可されていない事業所内保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業が含まれます。

歳児		3～5歳児	0～2歳児
要件		保育が必要な理由に該当	保育が必要な理由に該当かつ市民税非課税世帯
必要な認定		新2号認定	新3号認定
①	保育料 利用料	月額 37,000 円を上限として 支給	月額 42,000 円を上限として 支給
②	無償化のための 手続き	お住まいの市町村への認定申請が必要	

① 保育料・利用料について

(1) 対象者

3～5歳児：保育が必要な理由に該当する方 別紙参照

0～2歳児：保育が必要な理由に該当する方 別紙参照で、かつ市民税非課税世帯の方

※ 保育園、認定こども園(保育園部分)、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所を利用されている方は、認可外保育施設等に係る無償化の給付を受けることはできません。

(2) 対象経費

保育料・利用料

※ 保育料等に、以下に掲げる費用が含まれている場合、その部分については無償化に係る給付の対象外となります。

○ 日用品費や制服費 ○ 行事費 ○ 食材料費 ○ 通園送迎費 ○ 保護者会・PTA会費

※ ファミリーサポート事業の送迎のみの利用の場合は、無償化の対象外となります。

(3) 支給上限額

3～5歳児：月額 37,000 円

0～2歳児：月額 42,000 円

(4) 支給方法

保護者の方は、各施設が定める保育料をいったん施設に支払ったうえで、施設が発行した領収書等を添付して、給付費の申請を京都市に行う必要があります。保護者の方からの申請をもとに、京都市から給付費として保護者の方の金融機関口座にキャッシュバックします。給付費の申請方法等の詳細については、あらためてお知らせします。(給付費の支給は、概ね四半期ごとの予定です。)

例：10月～12月分の保育料・利用料に係る給付費は、2月から3月頃に振り込まれます。

② 無償化のための手続きについて

無償化の給付を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。京都市に認可外保育施設設置届を提出している施設を御利用の京都市にお住まいの方は、認定申請書等を各施設に配布しますので、必要事項を御記入のうえ、京都市に提出してください。

また、認定申請書等の様式は、京都市のホームページにも掲載しておりますので、必要な方は申請書等をプリントアウトしていただき、必要事項を御記入のうえ、京都市に提出してください。

認定申請書等の様式は、「京都市情報館」の以下のページに掲載しています。

トップページ ⇒ 健康・福祉・教育 ⇒ 子ども子育て支援・少子化対策
⇒ 幼児教育・保育の無償化 ⇒ 幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付認定の申請について

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254845.html>

<提出先> 郵送受付

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 3 階
京都市幼児教育・保育無償化事務集中室

<認定区分ごとの必要書類>

認定区分	必要書類
新 2 号認定 新 3 号認定	①子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書 ②保育が必要な理由書 ③保育が必要な理由の添付書類

※ 保護者の方から利用される施設に御確認ください

無償化の給付を受けるためには、利用される施設が無償化対象施設になる必要があります。無償化対象施設になるためには、施設が「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」を京都市に提出し、無償化対象施設の確認を受ける必要があります※。

利用される施設が無償化対象施設の確認を受けていない場合、保護者の方が新 2 号・新 3 号認定を受けられても、無償化の給付を受けることはできません。

利用される施設が無償化対象施設の確認を受けているか否か、必ず利用される施設に御確認ください。

※ 京都市以外の市町村に所在する施設については、施設が所在する市町村に「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」を提出し、無償化対象施設の確認を受ける必要があります。京都市以外に所在する施設を御利用の場合は、確認の有無を施設が所在する市町村に御確認ください。



特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（認可外保育施設）

年 月 日

（宛先）京都市長

（申請者）

所 在 地

名 称

代 表 者
役 職 ・ 氏 名

印

子ども・子育て支援法第58条の2の規定により特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を申請します。

1. 申請者に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 (<input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人) <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人) <input type="checkbox"/> 法人以外 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体)			
名称※				
主たる事務所の所在地	〒 — — — — — TEL : — — — — — FAX : — — — — — メールアドレス :			
代表者	職名	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
	住所			

※ 法人、任意団体の場合は、法人名・団体名を記入してください。

2. 施設・事業に関する事項

施設の種類	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設以外 <input type="checkbox"/> 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設			
名称				
所在地	〒 — — — — — TEL : — — — — — FAX : — — — — — メールアドレス :			
管理者	職名	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
	住所			
届出等	児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った年月日		年 月 日	
	事業開始（予定）年月日		年 月 日	
	認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書の交付の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	認可外保育施設指導監督基準を満たす予定の年月日※		年 月 日	

※認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない施設のみ記入してください

3. 運営に関する事項

(1) 開所時間

	通常開所時間	時間外開所時間	備考
平日	～	～	
土曜日	～	～	
日・祝祭日	～	～	

※24時間表記で記入してください。

※居宅訪問型の場合は、「開所時間」を「保育提供可能時間」と読み替えてください。

(2) 提供するサービス内容

提供するサービス種別	対象年齢			
<input type="checkbox"/> 月極契約	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 定期利用	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 一時預かり	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 夜間保育	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 24時間保育	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> その他 ()	歳	ヶ月～	歳	ヶ月

※対象年齢については、1歳未満児の場合のみ、月齢まで記入してください。

※各サービス種別の定義は以下のとおり。

- ・月極契約：入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。
- ・定期利用：入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。(月極契約を除く。)
- ・一時預かり：入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。
- ・夜間保育：午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。
- ・24時間保育：24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

(3) 利用料金等

	保育料				
	月極額	定期契約	一時預かり	夜間保育	24時間保育
0歳児					
1歳児					
2歳児					
3歳児					
4歳児					
5歳児					
保育料以外の 利用料	総額	①入会金	②キャンセル料	③日用品費・文房具費	④行事参加費
		⑤食材料費	⑥通園送迎費	()	()

※記入に当たり、当様式により難い場合は、料金の詳細がわかる書類を添付してください。

※①～⑥については、無償化(施設等利用給付費)の対象外となります。

保育料に①～⑥の費用が含まれている場合は、その分の費用を除いた金額を記入してください。

(4) 入所定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	うち地域枠

※定員について特に定めがない場合には、職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。

※企業主導型保育事業において、地域枠定員を設定している場合には、その人数を記入してください。

(5) 職員の配置

①施設長 常勤 非常勤 _____

常勤換算後の人数※

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[保育業務への従事] 従事する (資格欄にも記入してください) 従事しない
[資格] 保育士 看護師 准看護師 その他 (_____)

②保育従事者 常勤 _____ 非常勤 _____ 総数 _____

常勤換算後の人数※

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[資格別の内訳]

職種	常勤	非常勤	合計
保育士			
看護師			
准看護師			
家庭的保育者			
その他 (_____)			
合計			

③その他の職員 常勤 _____ 非常勤 _____ 総数 _____

常勤換算後の人数※

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[資格別の内訳]

職種	常勤	非常勤	合計
調理員			
その他 (_____)			
その他 (_____)			
その他 (_____)			
合計			

④合計 (①+②+③) 常勤 _____ 非常勤 _____ 総数 _____

常勤換算後の人数※

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[資格別の内訳]

職種	常勤	非常勤	合計
保育士			
看護師			
准看護師			
家庭的保育者			
調理員			
その他 (_____)			
その他 (_____)			
その他 (_____)			
合計			

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（一時預かり事業）

年 月 日

（宛先）京都市長

（申請者）

所在地 _____
 名称 _____
 代表者 _____ 印
 役職・氏名 _____

子ども・子育て支援法第58条の2の規定により特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を申請します。

1. 申請者に関する事項 <共通>

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 (<input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人) <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 () <input type="checkbox"/> 法人以外 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体)							
	名称※							
主たる事務所の所在地	〒 _____							
	TEL: _____		FAX: _____					
	メールアドレス:							
代表者	職名		フリガナ		生年月日	年	月	日
	住所		氏名					

※ 法人、任意団体の場合は、法人名・団体名を記入してください。

2. 事業所に関する事項 <共通>

施設の種類の	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業所 <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業所 <input type="checkbox"/> その他 ()							
事業の種別	<input type="checkbox"/> 一般型 <input type="checkbox"/> 幼稚園型Ⅰ・Ⅱ <input type="checkbox"/> 余裕活用法 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型 <input type="checkbox"/> 地域密着Ⅱ型							
名称								
所在地	〒 _____							
	TEL: _____				FAX: _____			
	メールアドレス:							
事業所の管理者	職名		フリガナ		生年月日	年	月	日
	住所		氏名					
事業開始（予定）年月日	_____年 _____月 _____日							

3. 一時預かり事業の運営に関する事項 ＜本市の委託・補助を受けずに実施する場合のみ記載＞

(1) 職員の定数及び職務の内容

		常勤	非常勤	合計	
職員数		人	人	人	
うち、一時預かりの乳幼児の処遇を行う保育士等		0 人	0 人	0 人	
資格別の内訳	保育士	人	人	0 人	
	幼稚園教諭	人	人	0 人	
	保育教諭	人	人	0 人	
	看護師	人	人	0 人	
	准看護師	人	人	0 人	
	その他 ()	人	人	0 人	
	その他 ()	人	人	0 人	

(2) 利用定員

利用定員	人
うち一時預かりの利用定員	人

(3) 一時預かり事業に係る利用料金

※1時間あたり〇円、1日あたり〇円、月額〇円のように具体的に記入してください。

※また、歳児や利用時間帯（夜間や休日等）により利用料が異なる場合も具体的に記入してください。

※食事やおやつを提供している場合であって、食事代及びおやつ代を預かり保育の料金と一体的に保護者から徴収している場合には、食材料費相当額を除いた金額を記入してください。

(4) 一時預かり事業の受入部屋

専用保育部屋の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
有の場合の面積	㎡	

＜添付書類 1＞

提出対象施設・事業所・・・認可保育所・幼稚園等以外（認可外保育施設）が実施する場合

- 1 定款又は寄附行為等及びその登記事項証明書等（法人ではない者が申請する場合にあっては設立代表者の印鑑登録証明書）
- 2 誓約書（特定子ども・子育て支援施設等）

＜添付書類 2＞

提出対象施設・事業所・・・本市の委託・補助を受けずに一時預かり事業を実施する場合

- 3 料金表及び利用案内・パンフレット

3. 病児保育事業の運営に関する事項 ＜本市の委託を受けずに実施する場合のみ記載＞

(1) 開設時間

曜日	開設時間 ※24時間表記で記載
	～
	～

(2) 利用定員

利用定員	人
------	---

(3) 対象年齢

- 0歳児 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 5歳児 就学児（小学 年生まで）

(4) 利用料金

※1時間あたり〇円, 1日あたり〇円, 月額〇円のように, また, 歳児や市内外等により利用料が異なる場合も具体的に記入してください。
 ※食事（おやつ含む）を提供している場合であって, 食事代を利用料金と一体的に保護者から徴収している場合には, 食材料費相当額を除いた金額を記入してください。

(5) 職員の定数及び職務の内容

		常勤	非常勤	合計
職員数		人	人	人
うち, 病児保育事業を行う保育士等		0 人	0 人	0 人
資格別の内訳	保育士	人	人	人
	看護師	人	人	人
	准看護師	人	人	人
	保健師	人	人	人
	助産師	人	人	人
	その他 ()	人	人	人
	その他 ()	人	人	人
その他 ()	人	人	人	

(6) 協力機関

協力機関	名 称			
	所 在 地	〒 - -		
	TEL :	- -	メールアドレス :	

※医療機関に併設されている場合や近隣病院等から看護師等が駆けつけられる場合に協力機関を記載してください。

4. 設備に関する事項 ＜本市の委託を受けずに実施する場合のみ記載＞

(1) 保育室等の面積

種類	専用保育室	観察室（安静室）	調理室	専用トイレ
室の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 () の調理室と兼	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
面積	m ²			

＜添付書類 1＞

提出対象施設・事業所・・・認可保育所等以外（認可外保育施設）が実施する場合

- 1 定款又は寄附行為等及びその登記事項証明書等（法人ではない者が申請する場合にあつては設立代表者の印鑑登録証明書）
- 2 誓約書（特定子ども・子育て支援施設等）

＜添付書類 2＞

提出対象施設・事業所・・・本市の委託を受けずに病児保育事業を実施する場合

- 3 料金表及び利用案内・パンフレット
- 4 施設の図面（保育室等の配置が分かるもの）

認可外保育施設 指導監督基準 チェック表（1日に保育する児童が6人以上の施設）（案）

チェック項目	適否	「否」の場合、 基準への適合時期（見込み）
1 保育に従事する者の数及び資格		
① 保育に従事する者の数	適 ・ 否	
a 「月極契約」又は「月極契約＋時間預かり」に対する保育従事者が充足しているか。	適 ・ 否	
b 食事の世話など、特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障をきたすことのないよう保育従事者の配置に留意しているか。	適 ・ 否	
c 常時、保育従事者が複数配置されているか。（主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が1人の場合は、保育従事者1人でもよいが、その場合は、有資格者であること。）	適 ・ 否	
② 保育に従事する者の有資格者の数 有資格者の数が保育従事者の必要数の3分の1以上いるか。（保育従事者が2人の施設は、1人が有資格者であること。）	適 ・ 否	
③ 保育士の名称	適 ・ 否	
保育士でない者を保育士又はこれに紛らわしい名称で使用していないか。	適 ・ 否	
2 保育室等の構造設備及び面積		
① 保育室の面積	適 ・ 否	
保育室の面積が乳幼児1人当たり1.6.5㎡以上確保されているか。	適 ・ 否	
② 保育室の採光及び換気の確保、安全の確保	適 ・ 否	
a 保育室は採光及び換気が確保されているか。	適 ・ 否	
b 一つのベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	適 ・ 否	
③ 乳児（おおむね1歳未満児をいう。）の保育場所の安全の確保 乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋としているか。部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画されているか。	適 ・ 否	
④ 調理室	適 ・ 否	
a 調理室があるか。（無ければ⑤へ）	適 ・ 否	
b 乳幼児が簡単に立ち入ることができないように区画等されているか。	適 ・ 否	
c 調理室が汚れていないか。残飯等が放置されていないか。	適 ・ 否	
d 衛生的な状態が保たれているか。	適 ・ 否	
⑤ 便所	適 ・ 否	
a 便所は保育室及び調理室と区画されているか。	適 ・ 否	
b 便所用の水洗設備が設けられているか。	適 ・ 否	
c 便所は水洗設備も含めて十分に清掃されており、安全かつ衛生的な状態であるか。	適 ・ 否	
d 便器の数が概ね幼児20人につき1個以上あるか。	適 ・ 否	
3 非常災害に対する措置		
① 消火用具、非常口の設置その他非常災害に必要な設備	適 ・ 否	
a 消火用具（火災報知機や消火用具等）が設置されているか。機能が失効していないか。	適 ・ 否	
b 職員は消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	適 ・ 否	

認可外保育施設 指導監督基準 チェック表（1日に保育する児童が6人以上の施設）（案）

チェック項目	適否	「否」の場合、 基準への適合時期(見込み)						
② 対策 a 非常災害に対する具体的計画（消防計画）を策定しているか。 b 避難訓練、消火訓練を毎月1回以上実施しているか。	適・否 適・否							
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 ① 保育室が2階の場合の条件 次のイ又はロのいずれかを満たしているか。いずれも満たしていない場合には、「3 非常災害に対する措置」の①及び②が「適」であるか。 イ 耐火建築物又は準耐火建築物であること ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表の（イ）及び（ロ）に掲げる施設又は設備が、それぞれ1以上設けられていること <table border="1" data-bbox="568 1070 772 1980"> <tr> <td data-bbox="568 1921 596 1980">（イ）</td> <td data-bbox="568 1767 596 1921"><input type="checkbox"/> 屋内階段 <input type="checkbox"/> 屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 1921 625 1980"></td> <td data-bbox="596 1767 625 1921"><input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋内避難階段又は屋内特別避難階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="625 1921 654 1980">（ロ）</td> <td data-bbox="625 1767 654 1921"><input type="checkbox"/> 待避上有効なバルコニー <input type="checkbox"/> 準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段</td> </tr> </table>	（イ）	<input type="checkbox"/> 屋内階段 <input type="checkbox"/> 屋外階段		<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋内避難階段又は屋内特別避難階段	（ロ）	<input type="checkbox"/> 待避上有効なバルコニー <input type="checkbox"/> 準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段	適・否 適・否	
（イ）	<input type="checkbox"/> 屋内階段 <input type="checkbox"/> 屋外階段							
	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋内避難階段又は屋内特別避難階段							
（ロ）	<input type="checkbox"/> 待避上有効なバルコニー <input type="checkbox"/> 準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段							
② 保育室が3階、4階以上の場合の条件 a 耐火建築物であるか。 b 保育室の各部分から歩行距離30m以内に、乳幼児の避難に適した構造の下表の（イ）及び（ロ）に掲げる施設又は設備が、それぞれ1以上設けられているか。 ※保育室が3階の場合のみ <table border="1" data-bbox="919 1070 1086 1980"> <tr> <td data-bbox="919 1921 948 1980">（イ）</td> <td data-bbox="919 1767 948 1921"><input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋内避難階段又は屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="948 1921 976 1980"></td> <td data-bbox="948 1767 976 1921"><input type="checkbox"/> 屋内避難階段又は屋内特別避難階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="976 1921 1005 1980">（ロ）</td> <td data-bbox="976 1767 1005 1921"><input type="checkbox"/> 耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段</td> </tr> </table>	（イ）	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋内避難階段又は屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 屋外階段		<input type="checkbox"/> 屋内避難階段又は屋内特別避難階段	（ロ）	<input type="checkbox"/> 耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段	適・否 適・否	
（イ）	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋内避難階段又は屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 屋外階段							
	<input type="checkbox"/> 屋内避難階段又は屋内特別避難階段							
（ロ）	<input type="checkbox"/> 耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段							
c 保育室の各部分から歩行距離30m以内に、乳幼児の避難に適した構造の下表の（イ）及び（ロ）に掲げる施設又は設備が、それぞれ1以上設けられているか。 ※保育室が4階以上の場合のみ <table border="1" data-bbox="1166 1070 1334 1980"> <tr> <td data-bbox="1166 1921 1195 1980">（イ）</td> <td data-bbox="1166 1767 1195 1921"><input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋内避難階段又は屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1195 1921 1224 1980"></td> <td data-bbox="1195 1767 1224 1921"><input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋内避難階段又は屋内特別避難階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1224 1921 1252 1980">（ロ）</td> <td data-bbox="1224 1767 1252 1921"><input type="checkbox"/> 建築基準法に規定する耐火構造の傾斜路 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋外避難階段</td> </tr> </table>	（イ）	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋内避難階段又は屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋外階段		<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋内避難階段又は屋内特別避難階段	（ロ）	<input type="checkbox"/> 建築基準法に規定する耐火構造の傾斜路 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋外避難階段	適・否	
（イ）	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋内避難階段又は屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋外階段							
	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋内避難階段又は屋内特別避難階段							
（ロ）	<input type="checkbox"/> 建築基準法に規定する耐火構造の傾斜路 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令に規定する屋外避難階段							

認可外保育施設 指導監督基準 チェック表（1日に保育する児童が6人以上の施設）（案）

チェック項目	適否	「否」の場合、 基準への適合時期(見込み)
d 調理室について、以下に掲げる施設又は設備が1以上設けられているか。	適 ・ 否	
<input type="checkbox"/> 調理室とそれ以外の部分を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、換気及び空調設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている		
<input type="checkbox"/> 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられている。		
<input type="checkbox"/> 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。		
e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料としているか。	適 ・ 否	
f 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に転落防止設備があるか。	適 ・ 否	
g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備があるか。	適 ・ 否	
h カーテン、敷物等で可燃性のものについて防災処理されているか。	適 ・ 否	
5 保育内容		
① 保育の内容 ※乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育内容を工夫すること。		
a 乳幼児の日々の生活リズムに沿ってデイリープログラム等が作成されているか。	適 ・ 否	
b 身体の清潔が保たれるよう汚れたとき等必要に応じ児童に入浴又は清拭をしているか。 (食事前の手洗い等は徹底されているか)	適 ・ 否	
c 屋外遊戯の機会が適切に確保されているか。	適 ・ 否	
d 外気浴の機会が適切に確保されているか。	適 ・ 否	
e テレビやビデオを見せ続けていないか。	適 ・ 否	
f 一人一人の乳幼児に対してきめ細かく、かつ、相互応答的に関わっているか。	適 ・ 否	
g 年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などがあるか。	適 ・ 否	
h 大型遊具を備える場合にあつては、その安全性に問題がないか。	適 ・ 否	
② 保育従事者の保育姿勢等		
a 施設内研修の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めているか。	適 ・ 否	
・ 保育所保育指針を理解する機会があるか。	適 ・ 否	
・ 児童数5人以下の施設及び訪問型保育事業所においては、保育従事前に研修を受講することが望ましい。	適 ・ 否	
・ 施設長、事業所長は、市の実施する研修会に参加することが望ましい。	適 ・ 否	
b 乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。しつくと称するか否かを問わず身体的苦痛を与えたり、人格を辱めたりすることがないか。	適 ・ 否	
c 虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われているか。	適 ・ 否	
③ 保護者との連絡等		
連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。	適 ・ 否	
b 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。	適 ・ 否	

認可外保育施設 指導監督基準 チェック表（1日に保育する児童が6人以上の施設）（案）

チェック項目	適否	「否」の場合、 基準への適合時期（見込み）
<p>保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状態を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学などの見学が行えるよう適切に対応しているか。</p>	適 ・ 否	
<p>④ 在籍乳幼児に関する書類等の整備 以下の事項について、確認できる書類が備えられているか。</p>	適 ・ 否	
<p><input type="checkbox"/> 在籍乳幼児の氏名及び生年月日</p>		
<p><input type="checkbox"/> 健康状態</p>		
<p><input type="checkbox"/> 保護者の氏名及び連絡先</p>		
<p><input type="checkbox"/> 在籍記録</p>		
<p>6 給食（外部搬入や弁当の持参等、給食を提供していない場合は、該当項目のみ回答）</p>		
<p>① 衛生管理の状況</p>	適 ・ 否	
<p>a 食器や哺乳ビン及びふきん、まな板、なべ等については、使用ごとによく洗い、定期的に煮沸消毒を行っているか。</p>	適 ・ 否	
<p>b 調理方法が衛生的であるか。</p>	適 ・ 否	
<p>c 配膳方法が衛生的であるか。</p>	適 ・ 否	
<p>d 食事時に、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育従事者の間で共用されていないか。</p>	適 ・ 否	
<p>e 食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）の保存について、腐敗、変質しないよう、冷蔵庫を利用する等適当な措置を講じているか。</p>	適 ・ 否	
<p>② 食事内容等の状況</p>	適 ・ 否	
<p>a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。</p>	適 ・ 否	
<p>b 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。</p>	適 ・ 否	
<p>c 市販の弁当等の場合のみチェック</p>	適 ・ 否	
<p>・ 乳幼児に適した内容であるか。</p>	適 ・ 否	
<p>・ 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。</p>	適 ・ 否	
<p>・ 栄養所要量を踏まえ、献立表が作成されているか。</p>	適 ・ 否	
<p>・ 献立に従った調理が適切に行われているか。</p>	適 ・ 否	
<p>7 健康管理・安全確保</p>		
<p>① 乳幼児の健康状態の観察</p>	適 ・ 否	
<p>a 登園の際、健康状態の観察を行っているか。（表情、皮膚の異常の有無、機嫌等）</p>	適 ・ 否	
<p>b 登園の際、保護者から報告を受けているか。（体温、排便、食事、睡眠、機嫌等）</p>	適 ・ 否	
<p>c 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察を行っているか。</p>	適 ・ 否	
<p>d 降園の際、注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告しているか。</p>	適 ・ 否	
<p>② 乳幼児の発育のチェック</p>	適 ・ 否	
<p>身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。</p>	適 ・ 否	
<p>③ 乳幼児の健康診断</p>	適 ・ 否	
<p>a 1年に2回の健康診断が実施されているか。施設で実施しない場合は、保護者からの健康診断結果の提出があるか。</p>	適 ・ 否	

認可外保育施設 指導監督基準 チェック表（1日に保育する児童が6人以上の施設）（案）

チェック項目	適否	「否」の場合、 基準への適合時期（見込み）
緊急時に備えた保育所付近の病院関係、消防署等の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知しているか。	適 ・ 否	
c 入所時に、乳幼児の体質、かかりつけ医について確認しているか。	適 ・ 否	
④ 職員の健康診断		
a 職員の健康診断を採用時に実施しているか。	適 ・ 否	
b 1年以内ごとに1回実施しているか。	適 ・ 否	
c 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施しているか。	適 ・ 否	
⑤ 医薬品の整備		
医薬品が備えられているか。	適 ・ 否	
【最低限必要なもの】 <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 水まくら <input type="checkbox"/> 消毒薬 <input type="checkbox"/> 絆創膏類		
⑥ 感染症への対応		
感染症にかかったことがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	適 ・ 否	
b ついて、保護者の協力を求めているか。	適 ・ 否	
c 菌ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものを準備しているか。	適 ・ 否	
⑦ 乳幼児突然死症候群の予防		
a 顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	適 ・ 否	
b 乳児は仰向けに寝かせているか。医師がうつぶせ寝をすすめる場合もあるので、うつぶせ寝を行っている場合は、入所時に保護者に確認するなど、予防への配慮をしているか。	適 ・ 否	
c 保育室は禁煙か。	適 ・ 否	
⑧ 安全確保		
a 保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物が置かれていないか。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないようにするなど工夫が行われているか。	適 ・ 否	
b 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施設等が行われているか。	適 ・ 否	
c 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制が整備されているか。	適 ・ 否	
d 賠償責任保険に加入するなど、賠償すべき事故が発生した場合に備えているか。	適 ・ 否	
8 利用者への情報提供		
① 施設及びサービスに関する内容の掲示		
以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に提示されているか。	適 ・ 否	
<input type="checkbox"/> 設置者の氏名又は名称		
<input type="checkbox"/> 管理者の氏名		
<input type="checkbox"/> 建物、その他設備の規模及び構造		
<input type="checkbox"/> 施設の名称及び所在地		
<input type="checkbox"/> 事業を開始した年月日		
<input type="checkbox"/> 開所している時間		

認可外保育施設 指導監督基準 チェック表（1日に保育する児童が6人以上の施設）（案）

チェック項目	適否	「否」の場合、 基準への適合時期（見込み）
<input type="checkbox"/> 提供するサービスの内容 <input type="checkbox"/> 当該サービスを提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 <input type="checkbox"/> 入所定員 <input type="checkbox"/> 保育士その他の職員の配置数又はその予定		
② サービス利用者に対する契約内容の書面による交付 以下の事項について、利用者に対し書面による交付がされているか。 <input type="checkbox"/> 設置者の氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 管理者の氏名及び住所 <input type="checkbox"/> 施設の名称及び所在地 <input type="checkbox"/> 提供するサービスの内容 <input type="checkbox"/> 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項（キャンペーン料等の別途加算される料金を含む。） <input type="checkbox"/> 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 <input type="checkbox"/> 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 <input type="checkbox"/> 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	適 ・ 否	
③ サービスの利用予定者から申込みがあった場合の契約内容等の説明 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。 （職員の個人情報に配慮した上で、保護者に保育従事者氏名、資格の有無（府への登録状況含む）を伝えることが望ましい。）	適 ・ 否	
9 職員に関する書類等の整備 以下の書類が備えられているか。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 雇用契約書（労働条件通知書） <input type="checkbox"/> 出勤簿等の記録（タイムカード タイムシート 等 労働時間の実績が分かるもの） <input type="checkbox"/> 資格証明書の写し（保育士であれば「保育士証」 ※資格証明書は×） <input type="checkbox"/> 職員の連絡先	適 ・ 否	
10 その他 指導監督基準を確認し、内容を理解しているか。	適 ・ 否	

保育従事者配置状況確認シート（1日に保育する児童が6人以上の施設）

◆保育従事者必要数

	配置基準	児童数 [月極契約]	保育従事者 必要数
0歳児	／ 3	5人	1.6人
1歳児	／ 6	5人	1.6人
2歳児		5人	
3歳児	／ 20	5人	0.2人
4歳児以上	／ 30	5人	0.1人
合計	—	25人	① 4人

	配置基準	児童数 [月極契約+ 時間預かり]	保育従事者 必要数
0歳児	／ 3	5人	1.6人
1歳児	／ 6	5人	1.6人
2歳児		5人	
3歳児	／ 20	5人	0.2人
4歳児以上	／ 30	5人	0.1人
合計	—	25人	② 4人

【児童数の入力に当たって】

- ※ チェックリスト作成時点で在籍している児童数を入力してください。
- ※ 児童数 [月極契約]・・・週4日以上利用している児童数。
- ※ 児童数 [時間預かり]・・・[月極契約]を除いた児童数。週3日以下の月極契約, 時間預かりはここに含める。

【定義】

- ※ 月極契約：月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。
- ※ 時間預かり：日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

◆常勤の保育従事者の人数

保育従事者数（常勤）	保育従事者必要数	過不足
5人	① 4人	1.0人
	② 4人	1.0人

- ※ チェックリスト作成時点で在籍している常勤保育従事者数を入力してください。
- ※ 保育従事者必要数①・②の両方について、充足する必要があります。
- ※ この段階で最終判定が「適」となっている場合、非常勤保育従事者については入力不要です。

◆非常勤の保育従事者の人数（常勤換算後）

氏名	1日当たり 平均勤務時間数 (a)	1箇月当たり 平均勤務日数 (b)	1週間当たり 平均勤務時間数 (a × b × 12 ÷ 52)	常勤換算	
				1週間当たり 平均勤務時間 数の合計	
	時間	日	0時間	0時間	
	時間	日	0時間		
	時間	日	0時間	40時間	
	時間	日	0時間		
	時間	日	0時間	0人	
	時間	日	0時間		
	時間	日	0時間	0人	
	時間	日	0時間		
	時間	日	0時間	0人	
	時間	日	0時間		
合計			0時間		

◆最終判定

保育従事者数（常勤+非常勤）	保育従事者必要数	過不足
5人	① 4人	1.0人
	② 4人	1.0人



判定結果
適

一時預かり事業の事業概要及び事業類型等

○事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

○事業類型

一般型：保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所を実施し、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児を対象とする。

幼稚園型Ⅰ・Ⅱ：幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）で実施し、主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上（当分の間の措置として保育を必要とし定期的な預かりを行う2歳児も含む）の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者を対象とする。

余裕活用型：保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たないものが実施する事業。

居宅訪問型：利用児童の居宅において実施し、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を対象とする。（別途利用要件あり。）

地域密着Ⅱ型：地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施し、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児を対象とする。

※ 京都市の委託を受けて実施している施設は、すべて一般型です。

一時預かり事業において、対象施設が満たすべき教育・保育等の質の基準

児童福祉法施行規則

(昭和二十三年三月三十一日 厚生省令第十一号)

第三十六条の三十五 法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

一 保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所(以下この号において「保育所等」という。)において、主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して一時預かり事業を行う場合(次号から第四号までに掲げる場合を除く。以下この号において「一般型一時預かり事業」という。) 次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。

ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一般型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下このロ及びハただし書において同じ。)その他市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士(当該一般型一時預かり事業を利用している乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合にあつては、第一条の三十二に規定する研修と同等以上の内容を有すると認められるものを修了した者を含む。ハただし書において同じ。)であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

ハ ロに規定する職員は、専ら当該一般型一時預かり事業に従事するものでなければならないこと。ただし、当該一般型一時預かり事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型一時預かり事業を行うに当たつて当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができるときは、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員(保育士に限る。)を一人とすることができること。

二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に準じ、事業を実施すること。

ホ 食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。次号ホにおいて同じ。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

- 二 幼稚園又は認定こども園(以下この号において「幼稚園等」という。)において、主として幼稚園等に在籍している満三歳以上の幼児に対して一時預かり事業を行う場合(以下この号において「幼稚園型一時預かり事業」という。) 次に掲げる全ての要件を満たすこと。
- イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の規定に準じ、幼稚園型一時預かり事業の対象とする幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。
- ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、幼稚園型一時預かり事業の対象とする幼児の年齢及び人数に応じて、当該幼児の処遇を行う職員として保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼稚園型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下このロ及びハただし書において同じ。)、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法に規定する普通免許状をいう。)を有する者(以下この号において「幼稚園教諭普通免許状所有者」という。)その他市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。
- ハ ロに規定する職員は、専ら当該幼稚園型一時預かり事業に従事するものでなければならないこと。ただし、当該幼稚園型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されている場合であつて、当該幼稚園型一時預かり事業を行うに当たつて当該幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者に限る。)による支援を受けることができるときは、専ら当該幼稚園型一時預かり事業に従事する職員を一人とすることができること。
- 二 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに準じ、事業を実施すること。
- (1) 幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 学校教育法第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項
- (2) 幼保連携型認定こども園 認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- ホ 食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

三 保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数の乳幼児を対象として一時預かり事業を行うとき 次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに準じ、事業を実施すること。

イ 保育所

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

ロ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

認定こども園法第三条第二項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

ハ 幼保連携型認定こども園

幼保連携型こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）

ニ 家庭的保育事業等を行う事業所

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

四 乳幼児の居宅において一時預かり事業を行う場合

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（居宅訪問型保育事業に係るものに限る。）に準じ、事業を実施すること。

第五十六条 第三十六条の三十五第二号の規定の適用については、当分の間、同号口中「をいう。」とあるのは「をいう。以下このロにおいて同じ。」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者その他の教育及び保育に関する知識、経験等を有する者として市町村長が認めるもの」と、「半数」とあるのは「三分之一」とする。

2 法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設された施設又は駅周辺の施設その他の利便性の高い施設において、乳幼児を対象に一時預かり事業を行う場合には、当分の間、第三十六条の三十五の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによることができる。

一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けるよう努めること。

二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次号において同じ。）又は市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこと。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

三 前号に規定する職員のうち一人以上は、豊富な経験を有する保育士であること。

四 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に準じ、事業を実施すること。

五 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるよう努めること。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抜粋）

第二十九条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

（平一〇厚令一五・全改、平二三厚労令七一・一部改正）

（自立支援計画の策定）

第二十九条の二 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（平一七厚労令二二・追加）

（業務の質の評価等）

第二十九条の三 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（平二三厚労令一一〇・追加）

（保育所に準ずる設備）

第三十条 第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第三十三条第二項を除く。）を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

（平二三厚労令七一・全改）

（関係機関との連携）

第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

（平一〇厚令一五・追加、平一八厚労令七八・一部改正、平二三厚労令七一・旧第三十条の二繰下・一部改正、平二六厚労令一一五・一部改正）

第五章 保育所

（設備の基準）

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段

		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。))を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。二において同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(昭三三厚令五〇・昭四二厚令四六・一部改正、昭六二厚令一二・旧第五十条繰上・一部改正、平一〇厚令一五・平一二厚令九九・平一四厚令一六八・平二三厚令七一・平二四厚令一七・平二六厚令六二・平二六厚令一一五・平二八厚令二三・一部改正)

(保育所の設備の基準の特例)

第三十二条の二 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関する配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(平一八厚令一五五・追加、平二二厚令七五・一部改正)

(職員)

第三十三条 保育所には、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

(昭三九厚令二一・昭四〇厚令五五・昭四二厚令四六・昭四四厚令一二・昭四八厚令二〇・一部改正、昭六二厚令一二・旧第五十三条繰上・一部改正、平一〇厚令一五・平一〇厚令五一・平一〇厚令一六・平一八厚令一五五・平二二厚令七五・平二三厚令一二七(平二三厚令一四九)・平二六厚令六二・平二七厚令一三三・平二九厚令九四・一部改正)

(保育時間)

第三十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(昭六二厚令一二・旧第五十四条繰上、平二三厚令七一・一部改正)

(保育の内容)

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

(昭六二厚令一二・旧第五十五条繰上・一部改正、平一八厚令一五五・平二〇厚令五七・平二三厚令一二七・一部改正)

(保護者との連絡)

第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(昭六二厚令一二・旧第五十六条繰上・一部改正、平二三厚令七一・一部改正)

(業務の質の評価等)

第三十六条の二 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

病児保育事業の事業概要及び事業類型等

○事業内容

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業

○事業類型

病児対応型：児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

病後児対応型：児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

体調不良児対応型：児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

非施設型（訪問型）：児童が「回復期に至らない場合」又は、「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業。

※京都市の委託を受けて実施している施設は、病児対応型及び病後児対応型です。病児・病後児対応型の場合は、病児対応型及び病後児対応型にチェックをつけてください。

病児保育事業において、対象施設が満たすべき教育・保育等の質の基準

確認事項		それぞれの事業類型について全ての要件を満たすこと。
(病児対応型)…児童が病気の「回復期に至らない場合」に病院、診療所、保育所その他の施設において一時的に保育する事業		
職員の配置	看護師，准看護師，保健師又は助産師(以下，看護師等という。)は，対象病児おおむね10人につき1人以上とすること。 保育士の数は，対象病児おおむね3人につき1人以上とすること。	
実施場所	保育室，病児の静養又は隔離の機能を持つ部屋及び調理室を有すること。 事故防止及び衛生面に配慮するなど，病児の養育に適した場所とすること。 対象病児の病状が急変した場合，当該病児を受け入れることができる医療機関や指導助言を行う医師(以下，「協力医療機関」という。)をあらかじめ定めること。	
(病後児対応型)…児童が病気の「回復期である場合」に病院，診療所，保育所その他の施設において一時的に保育する事業		
職員の配置	看護師等は，対象病後児おおむね10人につき1人以上とすること。 保育士は，対象病後児おおむね3人につき1人以上配置すること。	
実施場所	保育室，病児の静養又は隔離の機能を持つ部屋及び調理室を有すること。 事故防止及び衛生面に配慮するなど，病児の養育に適した場所とすること。 協力医療機関をあらかじめ定めること。	
(体調不良児対応型)…保育所その他の施設において，当該施設に通園する小学校就学前の子どもに対して緊急的な対応，その他の保健的な対応を行う事業		
職員の配置	看護師等を当該事業を利用する，小学校就学前子ども2人につき1人以上配置すること。	
実施場所	感染を予防するため，事業を実施する場所と保育室等の間に間仕切りを設けること。 協力医療機関及び指導医をあらかじめ定めること。	
(非施設型)…病児又は病後児の居宅において一時的に保育する事業		
職員の配置	一定の研修を修了した看護師等，保育士又は家庭的保育者を当該事業を利用する病児または病後児1人につき1人以上配置すること。 協力医療機関及び指導医をあらかじめ定めること。	

※詳細は，子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を参照

参考 「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」について

利用施設	教育・保育 給付認定	施設等利用給付認定	
		右記以外	保育が必要な理由に該当
民営保育園・市営保育所 認定こども園(保育園部分) 企業主導型保育事業所(地域枠)	2号・3号※1	—	—
新制度に移行した私立幼稚園・市立幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)	1号	—	新2号・新3号※2 (預かり保育利用あり)
私立幼稚園 (新制度に移行した私立幼稚園を除く)	※3	新1号 (預かり保育利用なし)	新2号・新3号※2 (預かり保育利用あり)
認可外保育施設等	※3	—	新2号・新3号※2

※1 2号・3号認定を受けて、保育園、認定こども園(保育園部分)、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所を御利用の方は、施設等利用給付認定(新1号～新3号認定)を受けることはできません。

※2 新3号認定は、保育が必要な理由に該当、かつ市民税非課税世帯が要件となっています。

※3 保育利用申込みを行い、利用調整の結果、私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)や認可外保育施設等を利用している場合で2号・3号認定を持っておられる方(企業主導型保育事業所を御利用の方は除く)のうち、要件を満たしている方は、新2号・新3号認定の「みなし認定」を受けることができます。みなし認定を受けられた方は、京都市から別途通知を送付します。みなし認定を受けられた方が施設等利用給付の支給を受けるためには、別途必要な手続きを行なう必要があります。必要な手続き等の詳細については、みなし認定の通知をお送りする際に御案内します。

